

# 令和8年度愛知県相談支援従事者現任研修実施要領

## 1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

愛知県

## 3 募集人数

240名

※有効な応募が定員を超過した場合、受講できないことがあります。

## 4 受講要件

本県の現任研修受講には、以下の要件を満たす必要があります。なお初任者研修終了以降に現任研修を受けたことがあるかによって、受講要件が異なりますので御注意ください。なお、要件中の【】で囲った用語は、後に説明がありますのであわせて御確認ください。

### (1) 初任者研修修了以降、初めて現任研修を受ける場合

次の要件①、②、③、④を全て満たす必要があります。

### (2) 初任者研修修了以降に現任研修を受講した経験がある場合

次の要件①、②、③を全て満たしたうえで、④または⑤を満たす必要があります。

- ① 研修受講時点において、相談支援専門員資格があること。
- ② 演習の際、【個別事例】として、自らが担当しケアマネジメントを行った障害児者の個別ケース（終結していないもの）について、事例の概要（A4・1枚程度）、相談受付票、アセスメント票、申請者の現状、サービス等利用計画表、週間サービス計画表を提出可能であること。
- ③ 市町村の相談支援体制の構築・推進について中核的な役割を担うと思われる者であって、市町村の推薦を受けた者であること。
- ④ 研修受講開始日前5年間において、【相談支援業務】に2年以上従事していること。
- ⑤ 現に相談支援業務に従事していること。

## 5 受講要件に関する補足

### (1) 【個別事例】

次の条件を全て満たした相談支援事例であることが必要です。

- ・ 対象者の個人情報などは匿名化してあること。
- ・ 複数のサービスを利用する事例であること。(フォーマル・インフォーマルの別を含む。)
- ・ 受講者自身が訪問し、アセスメントする事例であること。
- ・ 受講者自身がサービス等利用計画を作成する事例であること。
- ・ 既に終了した事例ではないこと。

### (2) 【相談支援業務】

障害児相談支援または相談支援の業務経験を指します。これらは法令で定められた業務であり、資格をもたず障害者の相談に応じた経験等は含まれません。

- 障害児相談支援（児童福祉法第六条の二の二第七項）
  - ・ 障害児相談支援とは、**障害児支援利用援助**及び**継続障害児支援利用援助**を行うことをいう。
- 相談支援の業務（障害者総合支援法第五条第十八項）
  - ・ 相談支援とは、**基本相談支援**、**地域相談支援**及び**計画相談支援**をいう。
  - ・ 「**地域相談支援**」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいう。
  - ・ 「**計画相談支援**」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。
  - ・ 「**基本相談支援**」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

## 6 現任研修の受講期限について

- (1) 相談支援専門員の資格は、更新制度となっています。資格を継続するためには、初任者研修を修了した翌年度から数えて、5年度ごとの期間内に現任研修を修了する必要があります。

なお、2回目以降の現任研修受講年度も、初任者研修の修了年度を起点に数える点は変わりませんので、5年以内のどの時期に現任研修を受けても、次回現任研修を受けなければならない期限は変わりません。

例：2021年に初任者研修を修了した場合の現任研修受講期限

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
初任者研修 修了	この5年間に最低1回、 現任研修を修了する。					この5年間に最低1回、 現任研修を修了する。				

なお、この5年間に現任研修を修了していない場合、相談支援専門員としては資格を失い、初任者研修から再度修了する必要があります。

これは、実務経験が不足しており受講要件を満たせず、期間内に現任研修を受講できなかった場合も同様ですのでご注意ください。

## 7 研修日程

区分	開催日	開催場所
合同講義	7月予定	オンデマンド配信 (YouTube)
演習A日程	7/23(木)、8/27(木)、10/5(月)	岡谷鋼機名古屋公会堂 (名古屋市昭和区鶴舞1-1-3)
演習B日程	7/28(火)、8/28(金)、10/6(火)	
インターバル 実習	演習1日目と2日目の間 及び2日目と3日目の間	各市町村別の受入機関 (基幹相談支援センター等)

演習は、A日程またはB日程いずれかに参加します。なお、どの日程で参加していただくかは、受講定員の中で調整しますので、必ずしも希望通りの日程に参加できるものではありません。

また、同じ班員と演習を重ねていく内容になっていますので、初日はA日程、2日目はB日程などといった組み合わせはできません。

インターバル実習は、演習と演習の間の期間に、受講者自身が基幹相談支援センター等にアポイントメントをとり、アドバイスなどを受ける内容となっていますので注意してください。(受入機関の一覧は、研修において配布する予定です。)

**※研修日程は変更する場合もあるため、受講決定通知を必ず確認してください。**

## 8 申込方法等

### (1) 提出書類

#### <事業所>

「様式1 事業所推薦調書」

※必ず法人(事業所)の代表者から推薦を受けること。また、必要事項の記入漏れがないようにすること。

#### <市町村>

- ・事業所から提出された「様式1 事業所推薦調書」
- ・「様式2 市町村推薦調書」

#### (2) 申し込み先

##### <事業所>

事業所の所在する市町村役場

##### <市町村>

愛知県福祉局障害福祉課地域生活支援グループ

#### (3) 申し込み期限

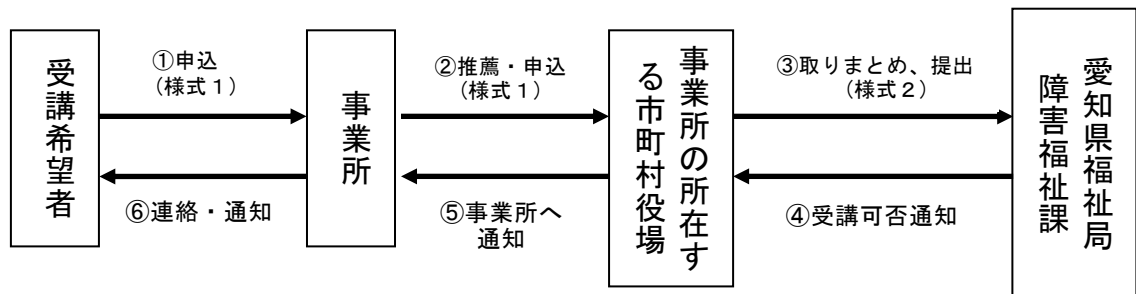
##### <事業所から市町村役場への提出期限>

申し込み先市町村が設定した期限

##### <市町村から愛知県障害福祉課への提出期限>

令和8年5月7日(木)【厳守】

#### (4) 申込等の流れ図



### 9 受講決定

- ・「様式2 市町村推薦調書」の記載事項により受講の可否を決定し、愛知県障害福祉課から市町村あてに、令和8年5月下旬(予定)に通知します。
- ・応募者が多数の場合は、市町村間の人口バランス、相談支援体制の整備状況、今後の必要性などを考慮のうえ、市町村と調整し、受講者を選考・決定します。

### 10 修了要件

#### (1) 課題の提出及び全日程出席が研修修了の条件です。

また、遅刻・中抜け・早退がある場合、以後の受講はできません。修了証についても発行しませんので御注意ください。

#### (2) 受講態度等に問題がある場合は、研修修了証書をお渡ししない場合があります。

#### (3) 予め指定した日時までに個別事例を持参しない場合のほか、受講決定時及び研修受講時に指示する課題を各提出期限までに提出しない場合、受講者自身で課題に取り組んでいない場合は、研修日程途中であっても受講決定を取り消します。(受講継続は出来ません。)

### 11 修了証書の交付、修了者名簿の管理

#### (1) 修了証書の交付

県は、修了要件を満たす者に対して修了証書番号、修了年月日、氏名等を記載した修了証書を交付します。

#### (2) 修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、管理します。

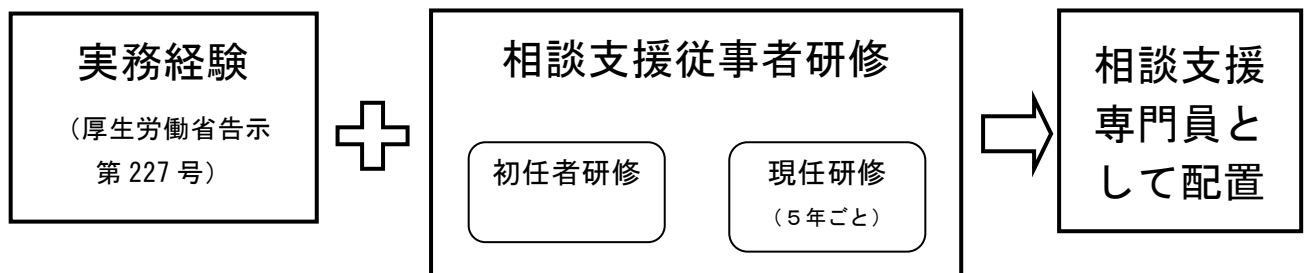
## 1.2 緊急事態の対応について

感染症の感染拡大、または当日暴風警報がある場合など、研修の開催内容を変更することがあります。詳細については、受講決定通知を必ず御確認ください。

## 1.3 その他

- 研修の受講要件（実務要件等）と相談支援事業所の指定要件は、必ずしも一致しません。相談支援事業所の指定にあたり、相談支援従事者の実務要件について疑義がある場合は、事業所のある市町村の担当課、又は障害福祉課障害福祉事業所支援室事業所指導第一グループ（052-954-6317）に必ず御確認ください。

（参考）相談支援専門員の要件



- 受講料は無料です。

（参考）関係法令抜粋

- 児童福祉法第六条の二の二第七項

この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

- 障害者総合支援法第五条第十八項、第十九項

18 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

19 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の主務省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。